

四日市市告示第250号

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（平成16年四日市市告示第198号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 耐震補強工事</p> <p>建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていない旧基準木造住宅について、「一応安全です」「安全です」「一応倒壊しない」又は「倒壊しない」とする工事で、補強計画を反映したもの又は日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断方法のうち、第2号以外の診断方法を採用する場合には、現行の耐震基準を満たすようにする耐震補強工事で、補強計画を反映したものとする。</p> <p>(補助対象経費及び補助額)</p> <p>第4条 第2条第4号、第5号、第6号及び第10号に掲げる工事（以下「耐震補強工事等」という。）に係る1棟当たりの助成額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 補助金の対象となる経費、補助要件及び補</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 耐震補強工事</p> <p><u>地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告を受けたもので、</u>建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていない旧基準木造住宅について、「一応安全です」「安全です」「一応倒壊しない」又は「倒壊しない」とする工事で、補強計画を反映したもの又は日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断方法のうち、第2号以外の診断方法を採用する場合には、現行の耐震基準を満たすようにする耐震補強工事で、補強計画を反映したものとする。</p> <p>(補助対象経費及び補助額)</p> <p>第4条 第2条第4号、第5号、第6号及び第10号に掲げる工事（以下「耐震補強工事等」という。）に係る1棟当たりの助成額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 補助金の対象となる経費、補助要件及び補</p>

助額は次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助要件	補助額
① 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	① 前条第1項第1号及び第2号アの要件を満たすもの	① 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と <u>50万円</u> （令和2年度までに市の補助を受けて耐震補強計画を行った耐震補強工事については <u>60万円</u> ）のいずれか少ない額。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱第附属Ⅱ編イー16－（12）－①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業の要件に該当する場合には、社会資本整備総合交付金交付要綱第附属Ⅲ編イー16－（12）－①に定める住宅の耐震改修等、建

助額は次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助要件	補助額
① 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	① 前条第1項第1号及び第2号アの要件を満たすもの	① 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と <u>60万円</u> のいずれか少ない額。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱第附属Ⅱ編イー16－（12）－①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業の要件に該当する場合には、社会資本整備総合交付金交付要綱第附属Ⅲ編イー16－（12）－①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業に係る基礎額を加えることができる。

		替え又は除却等に関する事業に係る基礎額を加えることができる。			
② 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	② 前条第1項第2号イの要件を満たすもの	② 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と <u>20万円</u> のいずれか少ない額。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ—16—（12）—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業の要件に該当する場合には、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ—16—（12）—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業に係る基礎額を	② 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	② 前条第1項第2号イの要件を満たすもの	② 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と <u>30万円</u> のいずれか少ない額。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ—16—（12）—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業の要件に該当する場合には、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ—16—（12）—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業に係る基礎額を

		加えることができる。			加えることができる。
③ 対象となる住宅の所有者が行う準耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	③ 前条第1項第2号アの要件を満たすもの	③ 1棟当たりの準耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と <u>20万円</u> のいずれか少ない額	③ 対象となる住宅の所有者が行う準耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）	③ 前条第1項第2号アの要件を満たすもの	③ 1棟当たりの準耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と <u>30万円</u> のいずれか少ない額
④ 対象となる住宅の所有者が行う除却工事に要する経費	(略)	(略)	④ 対象となる住宅の所有者が行う除却工事に要する経費	(略)	(略)
⑤ 対象となる住宅の所有者が行うリフォーム工事に要する経費	(略)	(略)	⑤ 対象となる住宅の所有者が行うリフォーム工事に要する経費	(略)	(略)

第1号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、耐震補強工事等を行いたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助金交付の審査のため、市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産課税台帳等について照合を行うことに同意します。

記

住宅の概要	住宅の所在地	四日市市		
	住宅の種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋		
	建築年月	年 月 着工・完成		
	階 数		延べ床面積	坪・m ²
	併用住宅の住宅以外の面積	坪・m ²		
	耐震診断における構造評点	0.7未満 ・ 0.7以上1.0未満		

工事費等	予定工期	年 月 日～ 年 月 日		
	工事種別	1：耐震補強工事 2：準耐震補強工事 3：除却工事		
	工事費	円		
	補助申請額	円		

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

所有者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強工事等計画変更・中止承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強工事等の計画を下記のとおり（変更・中止）したいので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 住宅の所在地 四日市市
- 2 住宅の種類
- 3 工事種別
- 4 申請の内容 変更 ・ 中止
- 5 変更の内容

- 6 変更・中止の理由

第5号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強工事等完了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強工事等の計画について、下記のとおり工事が完了したので、四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

記

- 1 住宅の所在地 四日市市
- 2 住宅の種類
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 工事契約書及び領収書の写し
 - (2) 工事の内容がわかる写真
 - (3) 三重県木造住宅耐震診断講習を受講した者の確認を証するもの
(当該報告書兼用：下段による) ※耐震補強工事、準耐震補強工事の場合
 - (4) その他、市長が必要と認める書類

耐震性能の確認 ※耐震補強工事、準耐震補強工事の場合

本件工事は、耐震補強計画に基づき工事が完成されたことを確認しました。

工事監理者等 氏名

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強工事等補助金支払請求書

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 住宅の所在地 四日市市
- 2 住宅の種類
- 3 支払請求額 円

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(危機管理監危機管理室)